

府中病院感染対策指針

社会医療法人生長会 府中病院
感染対策委員会

1. 感染対策指針の目的

この指針は、医療関連感染の予防対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的としています。

2. 感染対策に関する基本的な考え方

病院内においては、感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するための感染防止対策を実施します。

3. 感染対策委員会に関する基本方針

感染対策に関する院内全体の問題点を把握し改善策を講ずるために、感染対策委員会（以下委員会）を設置し毎月1回開催しています。さらに、必要に応じて臨時に開催します。

委員会は次の内容の検討および推進を行います。

1. 感染対策ガイドライン・マニュアルの策定に関すること
2. 医療関連感染の発生を未然に防止する予防対策や発生時の対策について
3. 感染防止のために必要な職員教育に関すること
4. その他、関連する事項について

4. 感染管理室の役割

感染対策活動の中核的な役割を担うために感染管理室を設置し、専従の感染管理認定看護師がこの業務を遂行しています。

5. 感染対策に関する職員研修についての基本方針

委員会では、全職員を対象とした感染に関する研修会を開催し感染防止対策の周知を図っています。

6. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染対策チームは1回/週の院内ラウンドを行い、感染症例の把握、評価、周知、対策、指導を行っています。また、病原体の検出状況と抗菌薬の使用状況をレポートとして院内に配布し感染防止対策の周知を図っています。

7. 医療関連（院内）感染発生時の対応に関する基本方針

医療関連（院内）感染を疑う事象が発生した場合は、感染管理室が詳細状況の把握を行い、感染対策委員会が対策に介入します。「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」に従って対処し、必要な場合は保健所と連携し対応します。

8. 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は患者および家族が閲覧できるよう院内掲示およびホームページに掲載します。

9. 感染対策推進のために必要なその他の基本方針

職員に院内感染対策を周知するため、委員会が定めた感染対策ガイドライン・感染対策マニュアルを院内のコンピューターから閲覧できるようにしています。また、職員からの感染対策に関する質問については委員会および感染管理室が対応し、安全な医療の提供に努めています。

以上

2007年4月1日 施行

2018年4月1日 改訂